

# 復興特別所得税に関するお知らせ

平成23年12月2日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成25年1月1日より平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税として、所得税額×2.1%が追加課税されます。

このため、平成25年1月1日以降に支払われる預金・国債の利子、投資信託の分配金および信用金庫の普通出資配当金等の所得税額に対しても、復興特別所得税が付加されます。

具体的な税率は以下のとおりとなります。

種類	税金	現在	平成25年1月以降	平成26年1月以降
円預金の利息 国債の利子	税率	20%	20.315%	
	所得税(国税)	15%	15%	
	住民税(地方税)	5%	5%	
	復興特別所得税	—	0.315%	
投資信託の分配金、譲渡益等	税率	10%	10.147%	20.315%
	所得税(国税)	7%	7%	15%
	住民税(地方税)	3%	3%	5%
	復興特別所得税	—	0.147%	0.315%
信用金庫の 普通出資配当金	税率	20%	20.420%	
	所得税(国税)	20%	20%	
	住民税(地方税)	—	—	
	復興特別所得税	—	0.420%	

○利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日以降に支払われる利子等に対し、上記税率が源泉徴収されます。なお、当金庫のパンフレット等において、所得税(国税)が従来税率により表示されている場合も、平成25年1月1日以降は上記税率となりますので、予めご了承ください。

○個人向け国債を中途換金する場合の中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」から「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」となります。

○マル優、マル特を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

○今後の改正等により、内容が変更となる場合がございます。

○お客さまの個別具体的なケースにかかる税務上の取り扱い等につきましては、税理士等の専門家にご相談ください。